

日整連第3-377号
令和4年2月4日

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本克己 殿

一般社団法人 日本自動車整備振興会連
会長 竹林武



定期点検整備促進運動の実施等について

拝啓、時下、貴会・貴連盟ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記運動を別添1の「定期点検整備促進対策要綱」に基づき、国土交通省及び警察庁等関係行政省庁のご指導のもとに引き続き令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間実施することになりましたのでお知らせ致します。

また、本運動の促進対策の一環として使用される自動車の前面ガラスに貼付するステッカー（点検整備済みステッカー、以下ステッカー）が、別添2のとおり国土交通大臣より指定されましたことを併せてお知らせ致します。

なお、当該ステッカーの表記デザイン等の権利を保護するため、登録商標の出願を実施し別紙のとおり商標の登録を行いましたことを申し添えます。

敬具

<本件の問合せ：日整連・事業部 與戸、志村>